

別表第1（戸建て住宅の補助額）

申請者	町内業者による建設	町外業者による建設
町内に住所を有する個人又は法人	1戸当たり200万円を限度として3.3㎡当たり20万円（ただし、1団当たりの上限は1,200万円とする。）	1戸当たり150万円を限度として3.3㎡当たり15万円（ただし、1団当たりの上限は900万円とする。）
町外に住所を有する個人又は法人	1戸当たり170万円を限度として3.3㎡当たり17万円（ただし、1団当たりの上限は1,020万円とする。）	1戸当たり130万円を限度として3.3㎡当たり13万円（ただし、1団当たりの上限は780万円とする。）

別表第2（鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の集合住宅の補助額）

申請者	町内業者による建設	町外業者による建設
町内に住所を有する個人又は法人	1戸当たり200万円を限度として3.3㎡当たり20万円（ただし、1団当たりの上限は2,400万円とする。）	1戸当たり150万円を限度として3.3㎡当たり15万円（ただし、1団当たりの上限は1,800万円とする。）
町外に住所を有する個人又は法人	1戸当たり170万円を限度として3.3㎡当たり17万円（ただし、1団当たりの上限は2,040万円とする。）	1戸当たり130万円を限度として3.3㎡当たり13万円（ただし、1団当たりの上限は1,560万円とする。）

別表第3（木造の集合住宅の補助額）

申請者	町内業者による建設	町外業者による建設
町内に住所を有する個人又は法人	1戸当たり120万円を限度として3.3㎡当たり12万円（ただし、1団当たりの上限は1,440万円とする。）	1戸当たり70万円を限度として3.3㎡当たり7万円（ただし、1団当たりの上限は840万円とする。）
町外に住所を有する個人又は法人	1戸当たり90万円を限度として3.3㎡当たり9万円（ただし、1団当たりの上限は1,080万円とする。）	1戸当たり50万円を限度として3.3㎡当たり5万円（ただし、1団当たりの上限は600万円とする。）

別表第4（その他の構造の賃貸住宅等の補助額）

申請者	町内業者による建設	町外業者による建設
町内に住所を有する個人又は法人	1戸当たり80万円を限度として3.3㎡当たり8万円（ただし、1団当たりの上限は960万円とする。）	1戸当たり30万円を限度として3.3㎡当たり3万円（ただし、1団当たりの上限は360万円とする。）
町外に住所を有する個人又は法人	1戸当たり50万円を限度として3.3㎡当たり5万円（ただし、1団当たりの上限は600万円とする。）	1戸当たり10万円を限度として3.3㎡当たり1万円（ただし、1団当たりの上限は120万円とする。）